

栄養に関する情報連携のイメージ図

下線部：R6報酬改定事項

介護保険施設A



施設移動
入院
自宅退所

退所時栄養情報連携加算 (新設)

【対象者】

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者。

【算定要件】

- ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
- ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

再入所時栄養連携加算

【対象者】

厚生労働大臣が定める特別食等が必要な者

【算定要件】

栄養に関する指導又はカンファレンスに同席※し、医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成する。

※当該者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等を活用して行うことも可能。

入院

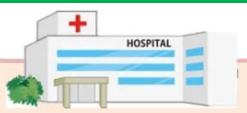
入院前の施設に再入所

介護保険施設B 医療機関II 自宅 (在宅担当医療機関)



介護支援専門員

医療機関I



施設退院
転院
自宅退院

栄養情報提供加算 (診療報酬)



介護保険施設Aの管理栄養士

医療機関の管理栄養士



テレビ電話装置等も活用可能

